書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第７号
栃木県鹿沼市上野町321番地２
清算株式会社　デリシード株式会社
代表清算人　浅野　知則
１　決定年月日　令和７年９月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０７０号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号
清算株式会社　株式会社ニューロ
代表清算人　大屋　重幸
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７１号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号　第一誠実ビル８Ｆ
清算株式会社　株式会社ｄ２ｃｏｎｎｅｃｔ
代表清算人　大屋　重幸
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号
兵庫県伊丹市北河原４丁目２番15号
清算株式会社　株式会社マックス
代表清算人　西川　精一
１　決定年月日　令和７年９月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５号
埼玉県川口市大字神戸123番地
清算株式会社　株式会社改良園
代表清算人　鈴木　明彦
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和４年（ヒ）第１００２号
千葉県習志野市茜浜１丁目２番12号
清算株式会社　株式会社ＣＡＰＳ
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和４年（ヒ）第１００３号
千葉県習志野市茜浜１丁目２番12号
清算株式会社　株式会社コスモ印刷
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０２２号
東京都渋谷区円山町５番５号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
清算株式会社　株式会社Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂａｔｏｎ
１　決定年月日　令和７年９月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社五和鉄工所
代表清算人　厚見ゆり子
１　決定年月日　令和７年９月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の協定債権者に対し、別紙「弁済額」欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始